

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 7日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530838

研究課題名（和文）

教育者養成プログラムの観点からの人権基盤教育学の構築とその国際的検討

研究課題名（英文）

An international research on the construction of human-rights-based education/pedagogy from the viewpoint of programming of teacher and educator training.

研究代表者

生田 周二（IKUTA SHUJI）

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：00212746

研究成果の概要（和文）：

人権基盤教育学の国際的分析・整理を通して、子ども・若者の自立支援（青少年支援）という教育の喫緊の課題に資する「人権基盤・シティズンシップ教育」の必要性を指摘し、次の方向性を確認した。

第一に、人権基盤教育の4側面を踏まえた「自立の4側面」（能力開発、ID（アイデンティティ）確立、社会性・寛容性形成、参画・意見表明）の重要性。

第二に、自立を支援するシステムの一環としての「子ども・若者支援士」〔仮称〕の専門職化をめざす理論的枠組み。

「人権基盤・シティズンシップ教育」の新しい方向性は、地域空間が住民すべての生活権・教育権を始めとする人権の保障とそのため連帯ならびに責任の所在の追究、そして社会的弱者に対する社会的包摂アプローチの追究・検証を重視する。

研究成果の概要（英文）：

This research indicates the importance of “human-rights-based citizenship education” coping with the self-reliance of the child and youth (youth aid and support) as one of the urgent tasks by constructing and examining internationally the concept and structures of human-rights-based education from the viewpoint of teacher and educator training. The research shows the following points for the next research stage.

1. “four aspects of self-reliance” (ability development, identity, social skills and tolerance, participation) on the basis of four aspects of the human-rights-based education.
2. a theoretical framework for professional training for support and care of children and young people as one system for their self-reliance.

The new direction of “human-rights-based citizenship education” regards it as important to examine the assurance of human rights such as the rights of all residents to a productive life and to an education and to examine the social inclusion approach for the social disadvantaged.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：人権基盤教育学、人権教育、シティズンシップ（市民性）教育、教育者養成、自立支援

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 科学研究費補助金・基盤研究（C）2002（平成14）～2004（平成16）年度「人権教育の日本的性格と展望に関する研究」（研究代表者：生田周二）および2006（平成18）～2008（平成20）年度、「社会教育・啓発分野における人権教育のプログラム化に関する研究」（研究代表者：生田周二）の枠組みの発展として位置づけた。

(2) 2008年度までの研究では、「教育人権アプローチ」の提起、「人権教育の布置」の日本的性格の検討、人権教育プログラムの構築を行ってきた。また、近年のシティズンシップ（市民性）教育への志向性についても追究してきた。これらの実績を踏まえ、学校教員をはじめとする教育者養成の視点から、人権基盤教育(学)を構築することに主眼を置いた。

## 2. 研究の目的

研究の目的は、教育者養成の視点を中心に、人権基盤教育(学) (Theory of the human rights based education/ pedagogy) の概念と構造の構築とその国際的検討にある。

## 3. 研究の方法

人権基盤教育の仮説的な枠組みは、4領域（「能力開発・学力保障」、「自己像・ID確立」、「偏見克服・認識形成」、「参加促進・構造改革」）から構成される。さらに、この枠組みに必要な教育者のキー・コンピテンシーとして、仮説的には、次の分野の力が求められる。

- 1) 人権ならびに主題の理解
- 2) 教育の方法的・学習論的理解
- 3) 学習者理解
- 4) マネージメントならびに人々に関わるスキル
- 5) 自己省察・改善スキル。

以上の整理を通して、欧州評議会やドイツ・イギリスでの民主的シティズンシップ（市民性）・人権教育のイノベーションの取り組みとも連動しながら、国際的な議論を踏まえ、研究を進めた。

## 4. 研究成果

(1)人権基盤教育学の内容・方法論の整理・分析、(2)欧州と国連を中心とする人権基盤教育学の可能性とその理論と動向の分析の整理、(3)人権基盤教育の観点からの教育者養成プログラムの整理、(4)人権基盤教育学の近接領域との相関、以上の分析・整理を行い、次の点が明らかになった。

### 1. 人権基盤・シティズンシップ教育……社

## 会的包摂とキー・コンピテンシー

### 1.1 人権基盤・シティズンシップ教育の構成要素

イギリスのオスラーとスターキーは、シティズンシップ教育の構成要素により、「知識の獲得」、「アイデンティティの振り返り」、「コミュニティにおける生活」、「参加のためのスキルの発展」を重要な点として指摘する。(Osler/ Starkey 2005: 87)

「知識の獲得」の中心点は「権利」である。そもそも権利、民主主義とは何なのか、個性や考え方が多様である中で、それを受け入れる仕組みや取り組み、地域社会の自主的な活動はどのように理解すればいいのか、などについて考えていこうとする面である。

「アイデンティティ」は、その「振り返り」と関わる。自分のあり方を、あれかこれかで考えると緊張してしまうが、あの側面もあるし、こういった側面もあるというハイブリッドな感覚で選択してみるといろいろな可能性や広がりが見えてくるという発想である。

「包摂」は、「コミュニティにおける生活」に関係している。安全な生活の確保やいろいろな立場の人たちの参加による社会運営の構造・システムを作っていくことなどである。

「能力」は、「参加のためのスキル」に関わる。参加する上で必要な情報収集・選択能力や広い視野から世界の動きを見る見方の獲得、変革をもたらす上で必要な言語能力、人を支える能力、集団で活動したり、まとめる能力など、民主主義を支える力をつける側面である。

人権基盤・シティズンシップ教育の枠組みとしての4領域（「能力開発・学力保障」、「自己像・ID確立」、「偏見克服・認識形成」、「参加促進・構造改革」）は、上記の「知識の獲得」、「アイデンティティの振り返り」、「コミュニティにおける生活」、「参加のためのスキルの発展」と共通点が多い。

また、オスラーとスターキーは、次の点で警鐘を鳴らしている点も重要である。人権基盤・シティズンシップ教育が個々人の知識・理解を含めた内面の問題として最小化される場合と、民主主義の構築、社会的包摂や参加というシステムのあり方に関わる問題にまで最大化される場合があり、往々にして、最小化されることが多いという指摘である。

### 1.2 社会的排除と社会的包摂

社会教育・生涯学習の視点から、日本社会教育学会では人権、多文化共生、グローバル化、社会的排除に関わって、次の通り年報等が企画されている — 『現代の人権と社会教育』(1990)、『国際識字10年と日本の識字問

題』(1991)、『多文化・民族共生社会と生涯学習』(1995)、『現代的人権と社会教育の価値』(2004)、『グローバリゼーションと社会教育・生涯学習』(2005)、『社会的排除と社会教育』(2006)。

とりわけ、生涯教育・学習の展開過程における第4期(1990年代中頃)以降の主なキーワードとなるのは、「社会的排除と包摂」、「人間的自立への支援」、「人権としての社会教育」である。

「社会的排除と包摂」への関心は、80年代以降のフランスや(西)ドイツにおける「3分の2社会」といわれる状況を背景とする。つまり、社会の中心をなす被雇用者層(3分の2)と社会の周縁に位置する雑多なマージナル層(3分の1)の分極化状況である。経済のグローバル化によって、長期失業者の割合の増大と不安定雇用(パートタイム雇用や派遣労働)の拡大がみられる。欧州では各種調査の結果を受けて、1999年アムステルダム条約第136条において「社会的排除に対する戦い」がヨーロッパ社会政策の目標の一つとして明示されるに至っている。

関連して、社会的排除の視点は、「社会から排除されている人々を再び社会に取り込む」社会的包摂アプローチを必要とし、「貧困者に対する現金やサービス支給を通じた最低限の生活ニーズ保障という国家による温情主義的措置に基づく」貧困アプローチを否定する(樋口2004:3)。

とりわけ90年代後半以降、社会的包摂アプローチが教育に関わる実践的課題になってきた理由は以下の4点である(鈴木2004:17)。

(1) グローバルな規模での地域的・階層的・個人的格差の拡大による「社会的統合」の困難

(2) 市場主義的な「新自由主義」的政策の下での、社会的排除の状態に陥る可能性の一般化

(3) 排除されている人々の人格的・社会的(文化的・政治的)な自律と自立のための学習と教育の必要性

(4) 排除されている人々と援助する人々との協同活動と組織的展開の必要性

イギリスにおけるニート対策としてのコネクションズ・サービスやシティズンシップ教育の提唱は、イギリスの文脈の中での社会的包摂アプローチと考えることができる。コネクションズ・サービス(石田2007)や今日ではより統合された青少年支援事業(IYSS: Integrated Youth Support Service)は、積極的社会政策の一環でもあり、ユースワーカーは教員を始め地域の専門職との連携がより求められてきている。そのため、ユースワーカーの資質能力としてのコモン・コア8(2005年)の作成と養成・研修体制の整備が進んでいる。

これらは、専門性やそれに類するスキルを有するスタッフなどによる「人間的自立への支援」の具体化である。

「社会的排除と包摂」への視点と方針を持ち、「人間的自立への支援」を展開することにより、社会的公正の意味で誰もがアクセスできる「人権基盤・シティズンシップ教育」への方向性が見えてくる。

## 2. 人権基盤・シティズンシップ教育の検討 .....ヨーロッパ評議会を中心に

### 2.1 ヨーロッパにおける人権・シティズンシップ教育の動向

ヨーロッパ評議会(Council of Europe)が推進する民主的シティズンシップ教育(Education for Democratic Citizenship、略称EDC)は、「民主主義と人権の文化の促進」を基本的ねらいとしており、個人がコミュニティ形成に関わるのを可能にする文化を構築し、社会的結合、相互理解、連帯の強化をめざす取り組みである。それは、地域的、国家的、広域的コミュニティの発展と関連させつつ、効率と公正のバランスの新たな公共性を求める「第三の道」(キデンズ1999)の途上にあるといえる。

シティズンシップ教育が本格化するのには、1999年「市民の権利と責任に基づく民主的シティズンシップ教育に関する宣言とプログラム」が出されて以降である。2005年の「シティズンシップ教育ヨーロッパ年」は、「持続可能なプログラムの創設・発展」、「政策と実践に橋を架ける」ことを主な目的としていた。

2006年から現在に至るタイトルは、「みんなが民主主義を学び生きる」(Learning and living democracy for all)とされ、「政策の開発」(社会的結合・包摂、人権重視、学校などの教育施設の民主的管理運営など)、「教育者養成・研修の実施」、「良い実践事例の収集」、「持続可能性な枠組みとメカニズムの検討」が重要項目となっている。

### 2.2 EDCの目標設定

民主的シティズンシップ教育は、学習者が、「積極的」で、「知識」があり、「責任」ある市民(active, informed and responsible citizens)になるように励まし、サポートすることを主な目的としている(Gollob et al, 2007:23)。この3つは、ブルーム(B. Bloom)をはじめとする教育目標の3分類、理解(認知的 cognitive)、態度(情動的 affective)、行動(実践的 pragmatic)に対応している。

(1) 認知的側面.....「知識」 informed

次の3つのレベルの知識と関連している。

・ 事項的知識: 集団生活のルール、ルールの発展、その起源と目的、社会内での力のレベル、公共施設の機能、人権についてなど

・ 概念的知識：世界が絶えず変化しているという理解、現代の論争点、文化的権利や責任など

・ 方法的知識：ディベートの構成要素、民主的プロセスの中核的なアプローチは何かなど

#### (2) 情動的側面.....「責任」responsible

「知識とスキルは民主主義者を助けるだけではなく、民主主義を破壊する武器に転化しうる」場合があるという認識をもとに、何を大切に、責任を持つのかという価値と態度の発展が重視される。具体的には、自分自身と他者の認識と尊敬、聴く能力、平和的な対立解決に関与する能力、これらを通して民主主義と人権の理念を支える価値について考えることである。なお、「この種の価値や態度には完全な正当性があるが、知識とスキルとは異なり、公式に評定されるべきではない。」(Gollob et al, 2007: 25)という点も重要である。

#### (3) 行動的側面.....「積極的」active

個々人がコミュニティに積極的に参加し貢献するため、相互に生活し働くことができる、協働できる、共同の取り組みに関与できる、非暴力的なやり方で対立を解消できる、公共の論争に参加できる、などである。

以上を通して、市民に期待されていることは、「市民としての権利と責任を理解している」、「社会的・政治的世界について情報が与えられている」、「他者の福利について関心がある」、「意見と主張を明確に表現する」、「世界に影響を与えることができる」、「地域社会においてアクティブである」、「市民としての行動に責任がある」という諸点である。

これらは、シティズンシップ教育の4つの重要な視点と相関している(Gollob et al, 2007:10)。

- ・ 多元的な民主主義における生産的な生活に向けて市民を支援(多様性への対応)
- ・ 自己意識、批判的思考、選択の自由、共有する価値への関与(民主主義の価値)
- ・ 差異への敬意、他者との建設的關係、平和的な対立解決(他者との共生)
- ・ グローバルな視点の促進(グローバルな視点)

### 2.3 シティズンシップ教育の2つの方向性

シティズンシップ教育には大きく2つの方向性があるといわれている。

ひとつの方向性は、ヨーロッパ評議会の民主的シティズンシップ教育である。これは、リベラルな個人に基礎をおいた新たな公共性の構築、物事を多様な観点から批判的に捉えながら参加していくことを強調する傾向にある。そこでは、政治の役割、個人の権利と責任、参加の多様性の承認、決定のあり方についての説明責任、個人のエンパワメント

などが重要になる。

次に、共同体主義的シティズンシップ教育といえるもので、責任や規範、ルールを強調する傾向にある。そこでは、選挙権の行使やボランティアの推奨など一定の行動様式によるコミュニティへの参加が重要視される。助け合い、ボランティアという美名のもとに政治の欠陥や不十分点を補う危険性、そして道徳的な側面を持っているといえる(ロラン—レヴィ/ロス 2006: 75-76)。

#### まとめ.....「人権基盤・シティズンシップ教育」

知識基盤社会における生涯学習推進の潮流の中で、人間同士の連帯や関係性を重視する第三世代の人権に支えられ、批判的分析と責任と参加による社会的包摂を志向する人権基盤・シティズンシップ教育は、大きく2つの方向性(民主的 vs. 共同体主義的)の間でゆらぎながら、「公共性」そしてそれを構築する市民に必要な「知」「スキル」とは何か、これらの基盤となる民主主義、人権をどう位置づけるのか、そのための教育者養成が課題となってきた(生田 2008、2009)。

他方、関連する領域である異文化間教育には広狭の定義がある。狭義では、「二つ以上の文化の狭間で生活する人を対象にして、その人間形成や発達について、他者との関係性を通して把握することと同時に、人間形成や発達過程をどのように組織していくかを検討していくこと」(佐藤 2003: 14)とする対象を限定した把握である。その際に重要なのは、「複数の文化間の接触や相互作用とその結果生ずる葛藤や統合などを分析する『相互作用のアプローチ』であり、「文化を動的に、すなわち相互作用を通して文化は変わりうる可変的なものとしてとらえている」異文化間の視点である。

より広い定義は、「異なる文化の間で成長・発達する人間の形成・育成過程に関心をもち、自文化をも異文化(他文化)をも相対化して、『第三の見地』に立てる人間の形成・育成に関わる教育事象・理念」である。『異文化』は、民族や国家の文化に限ることなく、『男性文化』と『女性文化』、『大人文化』と『子ども文化』(中略)などに範囲を拡大して適用し、古来からの日本の教育営為の全体を『異文化間』を柱に見直してみる」という「文化」の捉え直しが期されている(小島 2006:13)。

上記の「異文化間の視点」「相互作用のアプローチ」「第三の見地」と深く関わるのが異文化間リテラシーである。佐藤郡衛(2003: 176-179)は、山岸みどり(1997)の提起を踏まえ、「知識・理解」、「自分なりに知識を構成する力」、「文化調整能力」、「対人関係能力」の4点を提唱している。

今後検討すべき方向性は第一に、教育の構成要素には社会的公正と参加、平等の実現という制度的・システマ的な面と、教育活動やカリキュラムを通しての人間形成論の側面の両面があるが、従来の人権教育や異文化間教育ではどちらかといえば、広狭いずれの定義においても、後者に議論が片寄っている傾向、悪くすると共同体主義的な方向へ向かう危険性をどう考えるのか。第二に、異文化間リテラシーにおいて、学習者そして教育者のコモン・コア的なものを何に求めるのか。第三に、異文化間支援者の専門性の確立という点である。

これらの検討は、「人権基盤・シティズンシップ教育」を志向することでもある。つまり、グローバル化、多文化化するなかで、地域に暮らす市民の人権、とりわけ教育・発達権を「人権基盤・シティズンシップ教育」の視点からより明確に規定し保障すること、市民がアクセスしやすい民主主義の新たな可能性を開くこと、異文化間や格差社会の狭間に生活する弱者の住民グループへの支援を促進することなどである。そして、その意味合いは、第三世代的な人権のとらえ返しがある。つまり、地域空間が住民すべての生活権・教育権を始めとする人権の保障とそのための連帯ならびに責任の所在の追究、そして社会的弱者に対する社会的包摂アプローチの追究・検証が重要である。「人権基盤・シティズンシップ教育」のあり方の検討の際には、こうした普遍性ならびに社会的公正と平等を実現するための支援性の両輪が必要であるといえる。

以上の整理を通して、次の方向性が確認できる。

第一に、子ども・若者の自立支援（青少年支援）という教育の喫緊の課題に資する人権基盤・シティズンシップ（市民性）教育の必要性である。人権基盤教育の4側面から「自立の4側面」（能力開発、ID（アイデンティティ）確立、社会性・寛容性形成、参画・意見表明）（表1）の重要性を指摘できる。

第二に、人権基盤・シティズンシップ（市民性）教育の考え方が、「自立の4側面」に即した青少年の現状分析と自立を支援するシステムの一環としての教育者養成、とりわけ「子ども・若者支援士」〔仮称〕の専門職化をめざす理論的枠組みとなりえる点である。この点は、ドイツの青少年援助研究成果から多くの問題提起を受けた。

第三に、この新しい方向性は、現状の人権教育やシティズンシップ（市民性）教育が、人権理解や市民性の涵養という認知とその活用レベルの議論を中心としている問題点を克服することに資するものである。また、不登校・引きこもり問題など自立に関わる諸取り組みとの連携により深められるべき課

題でもある。

表1 自立の4側面（生田仮説）

自立の4側面	特徴	性格	学習面	アプローチ
能力開発	教育・職業訓練	経済的自立	learning to study	キャリアの基礎
ID確立	家庭・居場所づくり	精神的・文化的自立	learning to be	居場所・つながり
社会性・寛容性形成	密着・交流	社会的自立	learning to live together	異文化間的
参画・意見表明	構造改革	政治的自立	learning to do	参画論的

#### <参考文献>

- 生田周二(2007)『人権と教育—人権教育の国際的動向と日本的性格—』部落問題研究所
- 生田周二(2008)「ヨーロッパ評議会を中心とする『民主的シティズンシップ教育』の動向—教育者養成への視点を中心に—」『部落問題研究』186号、71-95頁
- 生田周二(2009)「シティズンシップ教育の動向と課題」『人権と部落問題』第786号、6-18頁
- 石田麻衣子(2007)「イギリスのユースサービスにおけるネット問題への対応—コネクションズサービスの導入を中心に—」『人権と社会』第2号、83~100頁
- アンソニー・ギデンズ(1999)『第三の道』（佐和隆光訳）日本経済新聞社
- 黒沢惟昭(2004)「人権と社会教育—学会50年の研究の総括にかえて—」日本社会教育学会編『現代の人権と社会教育の価値』（講座現代社会教育の理論II）東洋館出版社、116-134頁
- 小島勝(2006)「異文化間教育に関する横断的研究—共通のパラダイムを求めて—」『異文化間教育』No.23、3-19頁
- 佐藤郡衛(2003)『国際化と教育—異文化間教育学の視点から—』放送大学教育振興会
- 鈴木敏正(2004)「現代の人権と社会教育の価値」日本社会教育学会編『同上』11-27頁
- アマルティア・セン(1999)『不平等の再検討—潜在能力と自由—』（池本幸生訳）岩波書店
- P・F・ドラッカー(1969)『断絶の時代—知識社会の構想—』（林雄二郎訳）ダイヤモンド社
- マーサ・C・ヌスバウム、アマルティア・セン(2006)『クオリティ・オブ・ライフ—豊かさの本質とは—』（水谷めぐみ・竹友安彦訳）里文出版
- 野元弘幸(2004)『解放の教育』の国際的展開と社会教育への課題提起」日本社会教育学会編『同上』62-77頁
- パトナム(2006)『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』（柴内康文訳）柏書房
- 樋口明彦(2004)「現代社会における社会的排除のメカニズム—積極的労働市場政策の内在的ジレンマをめぐって」『社会学評論』217、2-18頁
- レオナード・フリードマン(1995)『開かれた大学への戦略—継続高等教育のすすめ—』（山田礼子訳）PHP研究所
- 増田正人(2007)「国際競争の新しい姿と OECD による PISA 調査」『人間と教育』No.56、90-99頁
- 松下佳代(2006)「リテラシーと学力—フィンランドと日本—」『教育』No.729、4-10頁
- 宮島喬(2004)『ヨーロッパ市民の誕生』岩波新書
- 嶺井明子(1997)「ユネスコの国際理解教育の軌跡」江淵一公編『異文化間教育研究入門』玉川大学出版部、221-235頁

- 山岸みどり(1997)「異文化間リテラシーと異文化間能力」『異文化間教育』No.11、37-51 頁
- 山野井敦徳(2006)「知識基盤社会における 21 世紀高等教育システムの理論的考察—大学の再構築分析に関する繰り込み理論の展開—」『広島大学高等教育研究開発センター大学論集』第 37 集、1-18 頁
- クリスティーヌ・ロラン・レヴィ、アリスティア・ロス(2006)『欧州統合とシティズンシップ教育—新しい政治学習の試み—』(中島亜夫・竹島博之監訳) 明石書店
- Council of Europe (2005): All-European Study on Education for Democratic Citizenship Policies. Strasbourg.
- Gollob, R./ Huddleston, E./ Krapf, P./ Salema, M.-H./ Spajic-Vrkas, V. (2007a): Tools on Teacher Training for Education for Democratic Citizenship and Human Rights Education. Strasbourg: Council of Europe.
- Osler, Audrey/ Starkey, Hugh (2005): Changing Citizenship. New York: Open University Press.

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 12 件)

- 生田周二(2009)「今、子どもたちは～3500 名の子ども調査から～」奈良の子ども白書づくり実行委員会編『知っておきたい！今の子どものコト』ルック、12-78 頁。
- 生田周二(2009)「地域の子どもの現状把握と地域子ども白書づくり—市民が政策提言能力を持つために—」日本子どもを守る会『子ども白書 2009』草土文化 36-41 頁。
- 生田周二(2009)「シチズンシップ教育の動向と課題」『人権と部落問題』第 786 号、6-18 頁。
- 生田周二(2009)「矢野泉編著『多文化共生と生涯学習』(明石書店、2007 年)』『異文化間教育』29 号、86-88 頁。
- 生田周二(2010)「池谷壽夫著『ドイツにおける男子援助活動の研究—その歴史・理論と課題—』(大月書店、2009 年 4 月)』『教育学研究』第 77 巻第 1 号、97-99 頁。
- 生田周二(2010)「生涯学習の観点からみた異文化間教育—シティズンシップ教育との関連において—」『異文化間教育』第 31 号、5-18 頁。
- 生田周二(2010)「ドイツの生存権保障としての教育福祉政策の展開—教育福祉としての社会教育学の視点から—」『人間と教育』第 65 号、12-19 頁。
- 生田周二(2010)「人権教育への一考察—教育・学習場面における人権に関する知識・理解、人権感覚や人権意識の涵養をどう考えるか—」『部落問題研究』193 号、195-218 頁。
- 生田周二・柴本枝美(2011)「スイス・チューリヒ教育大学における教師教育の現状」『奈良教育大学附属教育実践総合センタ

- 一研究紀要』第 20 号、251-257 頁。
- 生田周二(2011)「社会同和教育の歩み—雑誌『部落』にみる 1990 年代までの社会同和教育・人権啓発の歩み—」部落問題研究所編『部落問題解決過程の研究』第 2 巻(教育・思想文化篇) 部落問題研究所、97-118 頁。
- 生田周二(2011)「人権を学ぶ」社会教育推進全国協議会編『社会教育・生涯学習ハンドブック 第 8 版』エイデル研究所、768-779 頁。
- 生田周二(2012)「Some Approaches to Human Rights Education」『部落問題研究』199 号、86-99 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

- 生田周二・立石麻衣子「英独ユースワーカーの質的保障—専門性と養成プログラムのあり方について—」日本社会教育学会第 56 回研究大会(大東文化大学) 2009 年 9 月 19 日
- 生田周二「奈良教育大学の取り組み」(課題研究「教師教育における目標と評価の課題と展望」) 教育目標・評価学会第 22 回大会(奈良教育大学) 2011 年 11 月 19 日

〔図書〕(計 2 件)

- 奈良教育大学・子ども調査研究プロジェクトグループ(研究代表者：生田周二) (2009)『奈良県の子どものストレスと学校・家庭生活との関連に関する調査研究 (Part II)』130 頁。
- 生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹(2011)『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ—』有信堂高文社 201 頁。

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://mailsrv.nara-edu.ac.jp/~ikuta/>

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

生田 周二 (IKUTA SHUJI)  
奈良教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：00212746

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし